

KOREA IPG

INFORMATION

issue

039

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2018.3

発行: 韓国IPG事務局(日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所 知財チーム)

電話: 02-3210-0195

電子メール: kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集: 浜岸広明(ハマギシヒロアキ)

編集: 曹恩実(チョウ・ウンシル)、柳忠鉉(ユ・チュンヒョン)、朴晟希(パク・ソンヒ)



● 韓国IPGの活動

韓国知財セミナー「第4次産業革命時代の韓国の最新知財動向」を東京・大阪にて開催しました 01

韓国知財2017年十大ニュースと2018年の展望 04

2018年に新しく変わる知的財産制度 05

● IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」 07

— 済州大学における知的財産教育の取組み

— 国際裁判部制度の導入と展望

事務局からのお知らせ

平昌オリンピックは、日本の選手も韓国の選手も大活躍でしたね。さて、昨年11月に韓国知財ウェブサイトに移転しましたが、旧ウェブサイトは今年3月末に閉鎖となります。リンクやブックマークをされていた方は修正をお願いいたします。

新ウェブサイト URL: <https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

NEW 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記URLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。

CAUTION

「韓国IPG・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

QUIZ 知財トリビア!

平昌オリンピックでは、5G(第5世代)移動通信の試験サービスが披露されました。5G移動超広帯域サービスは、LTEよりも20倍速い転送速度(最大20Gbps)を提供するものですが、この5G移動超広帯域サービスに関して、韓国における2017年の特許出願件数は、2013年の何倍になったのでしょうか?

① 2倍 ② 5倍 ③ 10倍以上

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。



(東京会場: ジェトロ本部展示場)

● 韓国IPGの活動

韓国知財セミナー「第4次産業革命時代の韓国の最新知財動向」を東京・大阪にて開催しました

韓国では、国を挙げて、第4次産業革命に対応した知財政策および法改正が検討されています。また、知財訴訟を担当する法院に国際裁判部を設置するための法案が可決され、2018年中に外国語での弁論・証拠提出が可能となる見込みです。そこで、ジェトロでは、韓国特許庁の第4次産業革命に向けた取組を主導された崔東圭(チュ・ドンギョ) 前韓国特許庁庁長と、知財司法制度の改革に尽力された郭富圭(クァク・ブギョ) 元特許法院(日本の知財高裁に相当) 判事を講師として招き、2018年1月24日、25日に韓国知財セミナー「第4次産業革命時代の韓国の最新知財動向(特許庁委託事業)」を東京・大阪にて開催しました。

以下、概要を紹介します(発表資料はジェトロ韓国知財ウェブサイト(<http://www.jetro.go.jp/korea-ip>)に公開します)。●

● 韓国の最新知財事情

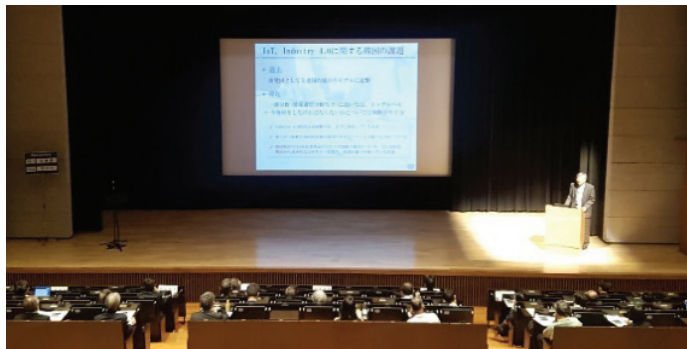
— 日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明

韓国の最新知財政策・法改正

韓国特許庁は2017年11月1日に新政権の知的財産分野のマスタープランとして「第4次産業革命時代における知的財産政策方向」を発表しました。特許が無効になった際の特許登録料の全額返金や、悪意ある特許・営業秘密侵害行為に対する懲罰賠償制度の導入、スタートアップが将来の価値に基づいて資金を調達できるよう投資型IP金融の拡大、AI(人工知能)、ビッグデータなどの未来技術を活用した特許行政の効率化などが盛り込まれています。●



また、2017年に施行された主な法律として、特許法（審査請求期間の短縮、特許取消申請制度の新設、特許決定後の職権再審査制度）、デザイン保護法（新規性喪失の例外規定の拡大）、不正競争防止法（行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加）などが挙げられます。また、現在国会にて、懲罰的損害賠償制度などを導入する不正競争防止法および特許法改正案が審議中です。IPG



(大阪会場：大阪工業大学梅田キャンパス)

● IoT、Industry 4.0時代を迎えた韓国における特許戦略

-特許法人(有)和友 代表弁理士 崔東圭(チェ・ドンギュ)

(2015年から2017年まで韓国特許庁庁長として在任)

第4次産業革命時代とは、

超連結・超知能化による革命

第4次産業革命とは、人間が必要なものだけを膨大なデータから抽出する、つまり人工知能、ビックデータ、自律走行車などのような超連結・超知能化による革命を意味します。知財の世界において、過去の韓国は、先進国のモデルを追い上げれば良い立場でありましたが、現在は、情報通信分野など一部の分野においては、世界でトップレベルになっているなど、前に誰もいない分野に直面しています。

「知財革命」や「到来している未来」などとも表現されるこの第4次産業革命時代において、韓国特許庁はどのように進めていけば、自身も発展でき、後発国をリードできるかを悩み始めているところです。現在は、諸般の変化について主に法的側面から基本的な分析を行う程度で他国の様子を窺っている状況と言えます。

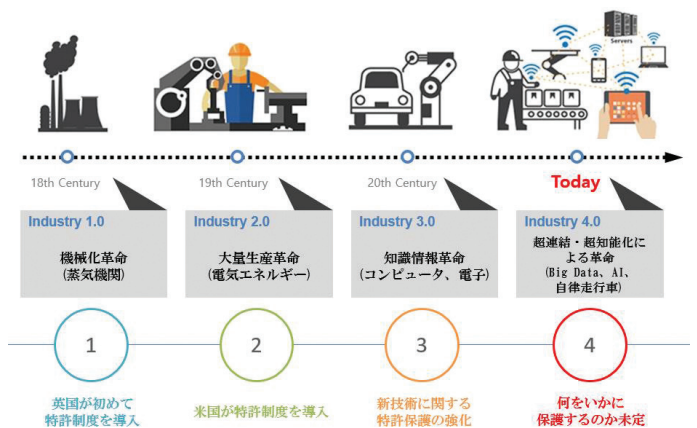
ただ、韓国特許庁では今年「知的財産権連係研究開発戦略支援事業」に約129億ウォンの予算を投入してスマートセンサー、モノのインターネットなどの第4次産業革命核心技術分野に対するIP-研究



開発(R&D) 支援を拡大し、中小企業の第4次産業革命対応能力の向上のためのIP戦略開発および支援に集中する計画を発表しています。

加えて最近5年間ににおける第4次産業革命に係る韓国の主要技術の分野別特許出願を紹介すると、拡張現実3,354件(42.6%)、人工知能1,621件(20.6%)、ビックデータ1,236件(15.7%)、モノのインターネット1,069件(13.6%)、バーチャルリアリティ601件(7.6%)などの順で出願されています。

図：産業革命と知的財産権制度の変化



(出所) 崔東圭代表弁理士の発表資料(BCM Advanced Researchの資料を引用)

強く柔軟な知財権を目指すべき

韓国の知財権の悩みは、まず、強くないということです。その理由としては、①第4次産業革命分野の標準必須特許が少ない、②高い無効率(2016年：49.1%)、③低い損害賠償額、などを挙げられます。これからは、権利として登録されたら中々奪われない強い知財権を目指す必要があります。

また、現在の韓国の知財権は、柔軟ではありません。その要因としては、①関係省庁における争い(コンピュータープログラムの保護方法をめぐる韓国特許庁(特許)と文化体育観光部(著作権)の管轄争いや地理的表示の保護をめぐる韓国特許庁と農林畜産食品部・海洋水産部の管轄争い)、②商標とデザインの衝突、③営業秘密と特許の衝突、が挙げられます。この商品は、商標として権利を確保すべきか、それともデザインとして保護すべきか。また、この技術は、営業秘密として保護すべきか、それとも特許を取るべきなのかなど、権利間のグレーゾーンに係る悩みや問題が増えています。また、新しい形態の知財権への対応が遅れています。

このような複雑な時代でこそ、そもそも全ての知財権の制度というのは、「他人のものを許可なしにコピーすることを防ぐために現れたも

の」という基本的な概念を鑑みる必要があります。Free-Riding防止という知財権本来の原則に立ち戻るべきであり、その意味からして、知財権は、いつか、最終的に不正競争防止法一つに統合されるものだと思います。

要すると、現在の特許分類に入らない新たな商品でも法律的論理に巻き込まれずに保護することができ、また、既存の物と融合していく、それが第4次産業革命時代にふさわしい柔軟な知財権と言えるでしょう。IPG

● 韓国特許訴訟制度の変化と展望

- 法務法人広場 (Lee&Ko) 弁護士 郭富圭 (クァク・ブギュ)

(2012年から2016年まで特許法院判事として在任)

専門性強化に向けて様々な取り組みを行う

専門性の強化に向けた努力として、まず、特許法院の裁判官の勤務期間の拡大を挙げられます。特許法院が1998年に設

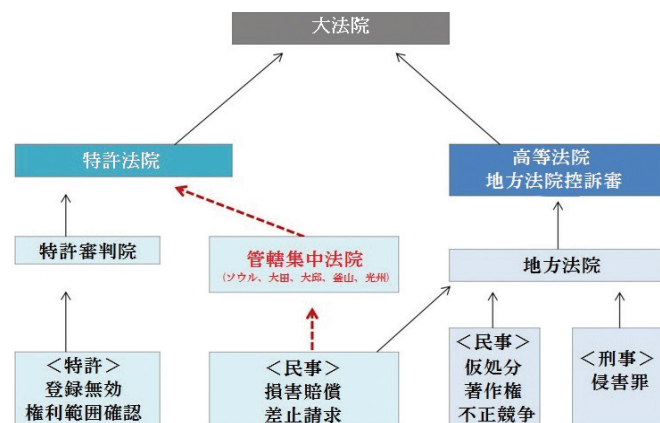


立されて以来、2014年まで裁判官の勤務期間は、部長裁判官は2年以下、陪席審判官は3年となっていました。2015年に初めて4年の長期勤務者が生まれ、私自身もその対象になりました。これにより、裁判官の専門性が高まったことにその意味があります。

一方、特許のように技術的かつ法律的に特殊な分野では、経験が浅い裁判官が正確な判断をすることは難しいため、各法院ではこの問題を解消すべく、外部機関からもしくは自ら選定した技術専門家を裁判補助人材として活用しています。最近の特徴は、韓国特許庁の決定に対する裁判の客観性を高めることと、法院の専門性の強化のために、主に韓国特許庁からの受け入れを減らしつつ、自ら選定する傾向が著しくなっていることです。

また、2016年から民事事件のうち、損害賠償および差止請求事件について、5つ(ソウル、大田、大邱、釜山、光州)の地方法院に管轄を集中し、その控訴審は特許法院で行うこととしたことも代表的な専門性強化策の一つと言えるでしょう(図参照)。さらに事件の範囲も特許、商標、デザインに限らず、専用実施権、通常実施権、職務発明などにまで拡大しつつあります。また、管轄集中により、特許法院では侵害訴訟の審理マニュアルを2016年3月16日に制定し、審決取消訴訟の審理マニュアルも2016年9月1日に制定しました。同マニュアルの日本語訳は、ジェトロで翻訳し、ジェトロ韓国知財ウェブサイトおよび特許法院ウェブサイトで公開しています。

図：訴訟の管轄集中



(出所) 郭富圭弁護士の発表資料

裁判制度の国際化と特許重視政策(プロパテント)が著しい

特許法院の裁判のうち、外国人事件のシェアは3割程度(米国、日本、欧州事件の順)と高いです。このような状況で、最近における特許法院の大きな変化としては、裁判制度の国際化を目指している点です。

2017年11月24日に国際裁判部の設置に関する法案が国会で議決されました。主な内容は、外国語弁論と外国語の証拠提出の許可となります。これまで外国語弁論と外国語の証拠提出には、それぞれ通訳と翻訳を必要としていましたが、これに関する例外を認めたのです。法律には外国語と明記しているため、法的には英語以外の外国語もその対象になりますが、裁判官の中で、英語以外の言語に精通する人は多くありません。ただ、日本語が上手な裁判官が増えているので、将来には日本語弁論も可能になるかもしれません。

また、外国語弁論は、当事者間の同意が必要となりますが、韓国企業が当事者の場合は当然、韓国語が有利になるのでその同意を得られる場合は極めて少ないでしょう。そのため、原告が外国企業、被告が韓国特許庁となる事件が外国語弁論の主な対象になると見込まれます。

一方、近年、韓国では特許重視政策、すなわちプロパテントという用語をよく耳にします。韓国におけるプロパテント傾向の裏付けとしては、①特許法改正(2016年3月29日)により、侵害の証明や損害額算定に必要な場合、当事者が相手に資料提出命令の申請が可能となった点、②懲罰的損害賠償については、損害賠償額を損害額の3倍とすることを推進している点、③特許の無効率が減少傾向にある点、などを挙げられます。

外国の方は、これまで説明した韓国の裁判制度の全体的な変化を理解した上で、専門家の助言を得ながら、韓国で訴訟を準備する必要があります。IPG

韓国知財2017年十大ニュースと 2018年の展望¹⁾

2017年の韓国は、5月の大統領選挙により、「共に民主党」の文在寅(ムン・ジェイン)大統領が誕生し、9年ぶりの政権交代となりました。経済面では半導体をはじめとして輸出が改善し、景気回復の流れが続きました。ここでは、2017年の韓国における知財トピックスの中で特に印象深いものについて、筆者の独自の判断でランキングした十大ニュースの形でご紹介することで韓国知財の状況を総括するとともに、2018年の韓国知財を展望したいと思います。

1. 2017年韓国知財十大ニュース

第10位：韓国特許・デザイン出願の減少が続く

2013年に初めて特許出願件数が20万件を突破した韓国では、出願件数減少の一途を辿る日本を尻目に2015年まで増加傾向にありましたが、2016年より減少に転じ、2017年も引き続き減少傾向となつていきます。実用新案およびデザインについても出願件数の減少傾向が続いていますが、商標出願件数については一転して増加傾向にあります。

第9位：知財関連法の一部改正

改正特許法が2017年3月1日に施行され、審査請求期間の短縮(5年→3年)、特許取消申請制度の新設、特許決定後の職権再審査制度の導入などがなされました。また改正デザイン保護法が2017年9月22日に施行され、新規性喪失の例外規定の拡大などがなされました。

第8位：韓国特許庁新庁長に成允模(ソン・ユンモ)氏が就任

2017年5月に崔東圭(チェ・ドンギョ)前特許庁長が任期を終えた後、政権交代の影響もあり庁長ポストが2ヵ月以上も空席の状態となつていましたが、7月26日に成允模(ソン・ユンモ)国務調整室経済調整室長が第25代特許庁長に任命されました。ソン庁長は日本での駐在経験もあるなど、日本に関する知見が高いことから、今後の日韓知財協力の更なる進展が期待できると言えるでしょう。なお、韓国特許庁の庁長の任期は2年となっています。

第7位：特許法院、「国際知識財産権法研究センター」を開院

2017年5月23日に、特許法院の国際知識財産権法研究センターの開院式が開かれました。法院内に研究センターが設けられるのは、韓国の法院でも世界中の知財法院でも初めてということです。同センターでは特許訴訟制度や法理の比較研究、海外の知財法院・国内外の知財研究機関・学会等との国際交流業務支援、国際裁判部の

具体的な裁判手続研究、知財権法に関する国内外の資料収集およびデータベース化などの業務を行っていくとのことです。

第6位：発明教育法(発明教育の活性化および支援に関する法律)の施行

韓国政府は、発明教育を国家レベルで体系的に支援し、幼稚園・小中高校教育に反映する「発明教育の活性化および支援に関する法律(以下、「発明教育法」)および同施行令を2017年9月15日に施行しました。韓国政府はこれまでも各地域に発明教育センターを設置する等、発明教育に力を入れてきましたが、今回の法制化により発明教育をさらに活性化し、将来を担う子どもたちの創造性の育成を強化しようとしています。

第5位：特許ハブ国家推進委員会、「知的財産部・知財秘書官」新設を提案

国会議員と知財に関する官学民の専門家から構成される大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会は、2017年3月に「知的財産部・知財秘書官」の新設を提案しました。これは、韓国特許庁、国家知識財産委員会および文化体育観光部の著作権政策局を知的財産部(韓国の「部」は日本の「省」に相当します)として統合し、複数の省庁に分散されている知財政策を国レベルで統括するコントロールタワーとしての機能を強化するとともに、大統領府に知的財産秘書官のポストを新設し、大統領の知財政策のサポートおよび知財政策の統括・執行調整を行おうとするものです。その後の具体的な議論の進展はみられませんが、近い将来に知的財産部が新設される可能性もあるかもしれません。

第4位：第2次国家知識財産基本計画(2017~2021)

国家知識財産基本計画は、知識財産基本法に基づき、2011年から5年ごとに策定される知的財産に関する政府の最上位計画です。2017年から2021年までの5年間の韓国における知財戦略を盛り込んだ第2次国家知識財産基本計画では、「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指し、(1)高品質なIP創出及び事業化の活性化、(2)中小企業のIP競争力の向上及び保護強化、(3)グローバル市場におけるIP活動支援強化、(4)デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化、(5)IPの生態系の基盤強化等、の5大戦略を推進することとしています。

第3位：国家知識財産委員会で「中小・ベンチャー企業革新成長のための知識財産保護強化策」が確定

2017年9月20日に開催された国家知識財産委員会(日本の知的財産戦略本部に相当)において、韓国特許庁は「中小・ベンチャー企業革新のための知識財産保護強化策」を提案し、確定しました。本強化策では、特許・営業秘密の侵害時の懲罰賠償制度の導入や、中小企業のアイデア奪取・使用行為を不正競争防止法上の不正競争行

1) この記事は、2018.1.12号の特許ニュース(経済産業調査会発行)に日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所知財チーム浜岸が投稿した記事を要約したものです。

為として新設すること、トレードドレス侵害行為を不正競争行為として明示すること、産業財産権紛争調停・仲裁センターを設立すること等が盛り込まれています。

第2位：特許庁、「第4次産業革命時代における知的財産政策の方向」を発表

韓国特許庁は2017年11月1日、新政権の知的財産分野のマスタープランとして「第4次産業革命時代における知的財産政策方向」を発表しました。ここでは、4大推進戦略である「革新成長を主導する強い知的財産の創出」、「公正経済を支える知的財産保護の強化」、「未来に備える知的財産の基盤構築」、「質の良い仕事場を創出する知的財産事業化の促進」および14大重点課題が掲げられ、これらにより知的財産が好循環するプラットフォームを構築し、知的財産による第4次産業革命を先導することとしています。推進戦略ごとに、具体的な目標も掲げられており、「特許無効時の登録料全額払戻し」や「特許侵害時の懲罰賠償制度の導入」、「出願・登録費用の税額控除」など、注目すべき目標が含まれています。

第1位：国際裁判部の設置法案可決

IP Hub Court推進委員会において、韓国の知財裁判所を国際知財訴訟における中核裁判所(ハブコート)にするための議論がなされてきましたが、知財訴訟を担当する裁判所が、国際事件を専門に取り扱い、外国語での弁論及び証拠提出が可能となる「国際裁判部」を設けることができるようにする法院組織法の改正法案が2017年11月24日に国会通過しました。今年半ばには本法律が施行され、特許法院などに国際裁判部が設置される見通しです。

2. 2018年韓国知財の展望

2018年も韓国の知財制度は大きな変化がありそうです。

まずは、2017年十大ニュースの第1位で取り上げたように、2018年半ばには特許法院などに国際裁判部が設置され、外国語での弁論及び証拠提出が可能となる見込みです。英語のほか日本語も認められるのかどうか、また、どのような手続きで外国語での弁論を行うのか等、今後大法院規則で定められる具体的な手続きの内容には、注目すべきかと思います。

また、十大ニュース第2位に取り上げた韓国特許庁の「第4次産業革命時代における知的財産政策方向」にもあるように、第4次産業革命に対応するための各種政策や法改正についても、今年、詳細な動きがあるものと思われます。特に、特許権侵害に懲罰的損害賠償制度を導入する特許法改正案が2017年7月および9月に国会に提出されて審議されており、2018年中に国会を通過するのではないかとされています。2018年は国際裁判部の設立と合わせて、韓国の知財訴訟が大きく変わる年になりそうです。IPG

2018年に新しく変わる知的財産制度

韓国特許庁は、2018年1月11日に、「2018年に新しく変わる知的財産制度・支援施策」を発表しました。

2018年から変わる制度として、①第4次産業革命関連分野の早期権利化支援、②中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化、③国民向けサービスの改善などがあります。以下に一覧を掲載いたしますので、参考にしてください。IPG

1. 第4次産業革命関連分野の早期権利化支援

特許優先審査を拡大 (2018年上期予定)	第4次産業革命分野に対し、企業が特許を先取りする権利を支援するために7大産業分野(*)を特許出願優先審査の対象に含め、従来は16.4ヶ月であった審査期間を5.7ヶ月レベルに短くする。 ※ AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転、ビッグデータ、クラウド、知能型ロボット
デザイン優先審査を拡大 (2018年1月施行)	第4次産業革命の技術を活用したデザイン出願を優先審査の対象に含め、従来は5ヶ月であった審査期間が2ヶ月レベルに短くする。

2. 中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化

年金登録料の減免拡大 (2018年4月予定)	中小企業などに対する特許・実用・デザインの年金登録料の減免を3割から5割に増やし、9年目まで適用した減免期間も権利存続期間全体に拡大する。
スタートアップ特許パウチャー (2018年2月予定)	スタートアップが必要とする時期に希望するIPサービスを選択し、支援を受けられる特許パウチャー(500万～2000万ウォンの範囲)を提供する。
特許成長リワード制度 (2018年4月予定)	中小企業および個人が特許庁に納付した年間出願料および最初の登録料総額が基準金額を超過した場合に、金額規模により一定の割合(10～50%まで差をつける)をインセンティブとして提供し、他の手数料を納付する時に利用できるようにする。

3. 国民向けサービスの改善

特許先行技術調査の結果を提供 (2018年1月施行)	専門人材が不足しているため、先行技術調査が困難な中小・ベンチャー企業の出願人を対象にし、先行技術調査の結果を審査前に提供するモデル事業を実施する。
一部指定商品の取消手続きを簡素化 (2018年1月施行)	商標権の設定登録とともに一部指定商品を放棄する時、別途放棄書を提出せず、納付書にのみその趣旨を記載して提出するよう簡素化する。



知財トリビアの回答

正解は③10倍以上です。013年には16件に過ぎませんでしたが、2017年には191件が出願されたとのこと。 (出典：韓国特許庁2018年2月12日付け報道資料)



KOREA IP NEWS

※ジェトロ韓国知財ウェブサイトで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 特許庁、第1期特許審判諮問委員委嘱式を開催 | 韓国特許庁(2017.12.21)

特許審判院の審決に対する品質評価手続きに初めて民間委員が参加する。特許審判院は21日午前11時、政府大田庁舎で第1期特許審判諮問委員委嘱式を行い、品質評価委員会を開催した。

特許審判院は特許、商標、デザインの無効、拒絶査定不服などの審判を担当し、実質的に第一審裁判所に当たる機関である。審判品質の評価とは、特許法院で取り消された審決の原因を分析し、制度の研究および共有が必要な事案を選定して審判官に還流する手続きである。これまで審判品質の評価は、特許庁の内部の人からなる評価委員会で行われてきたが、今回は外部委員が評価委員会に半分以上含まれるようにし、評価の客観性と透明性を高めた。

諮問委員は学界、公共機関、産業界弁理士業界など、さまざまな分野の専門家からなっており、今後、審判品質の評価だけでなく、審判政策および技術諮問などの役割も果たす予定である。

② 第4次産業革命に関するデザインの優先審査を実施

| 韓国特許庁(2018.1.2)

韓国特許庁は、人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命に関する技術を活用したデザイン登録出願に対して優先審査を実施し、早期に権利を与えることで、企業の競争力を高めることができるよう、デザイン保護法施行令を改正し、2018年1月2日から施行すると発表した。これまで特許庁は、政府施策や産業環境の変化に合わせて優先審査の対象を継続的に拡大しており、現在、15種類の項目が優先審査の対象として規定されている。今回のデザイン保護法施行令の改正も第4次産業革命が本格化することで、関連分野のデザイン登録出願に対して迅速な審査サービスを提供し、企業の競争力を高めることができるよう改正を実施した。

一般的にデザイン審査には出願後5カ月以上の期間がかかるが、優先審査を実施すると、2カ月以内にデザイン登録するかどうかの決定書を受け取ることが可能になる。そこで、企業などの出願人は、デザイン権を早急に確保し、製品の生産や販売を急速に進行させることで、企業の競争力を高めることができる。今回のデザイン保護法

施行令の改正により、優先審査を受けたい企業などの出願人は、優先審査申請書と、第4次産業革命に関する技術を活用したデザインであることを証明する書類又は説明書を添付して提出すれば良い。

③ 特許庁、SKTのアンブッシュマーケティングを不正競争行為と判断

| 韓国特許庁(2018.1.18)

韓国特許庁は、平昌オリンピック組織委員会の要請を受けて行った、SKT (SK Telecom) による2018平昌オリンピック広報キャンペーン広告が、不正競争防止法に違反するかどうかを調査した結果、不正競争行為に当たると判断し、広告中止を是正勧告した。

特許庁は、同広告により、SKTが平昌オリンピックの公式スポンサー、又は組織委と組織上・財政上・契約上、ある関係があるものと誤認・混同させることで、組織委員会だけでなく、巨額の後援金を出したKTなど、複数の公式スポンサーの営業上の利益を侵害したと判断した。問題の部分は、広告の最後に出る「SK Telecom」という大きなフレーズの配置のほか、SKTを思い出させるBGMやスローガン、社名、製品名などを「平昌を応援する」、「See you in PyeongChang」などのフレーズと共に使ったことである。これにより、一般需要者は、まるでSKTが平昌オリンピックの公式スポンサーだと誤認・混同してしまうのである。

④ 偽造品を販売する中国のオンラインショッピングモールの掲示物を削除

| 韓国特許庁(2018.1.29)

生活用品専門メーカーA社は中国で特許出願し、中国への本格進出を図っていた。しかし、予期せぬ難関にぶつかってしまった。中国現地のパートナーを通し、中国最大のオンラインショッピングモールであるタオバオに自社技術を模倣した偽造品が流通していることを知ったのである。

戦々恐々としていたA社は、韓国知識財産保護院（以下、「保護院」）が支援する「アリババのオンラインショップモールでの偽造品に対するモニタリングおよび代理申告」を知り、助けを要請した。これを受けて保護院は、直ちにA社の偽造品流通情報をモニタリングして代わりに申告し、偽造品を販売する掲示物、計1,936件を削除することで、A社の被害を最小限に抑えることができた。

韓国特許庁は、中国のオンラインショッピングモールで韓国企業の偽造品を販売する掲示物20,302件を削除したと発表した。その規模は、純正品の単価ベースでは約45億ウォンであり、平均販売単価および販売掲示物当たりの平均販売数を考えると、約1,848億ウォンに及ぶと推定される。これは、前年の19,621社の700億ウォンに比べ、件数は681件（約3%）、規模は1,148億ウォン（約160%）増加したのである。IPG

File No.110

済州大学における知的財産教育の取組み ー 知財教育先導大学としてー



済州地域における唯一の拠点国立大学である済州大学は、韓国特許庁から知財教育先導大学の1つとして指定され、済州地域の発展のために知的財産教育の先導モデルをつくらうとしています。本稿では、この済州大学の知的財産教育の取組みの概要について、ご紹介します。

1. 済州大学の知財教育先導大学としての目標

韓国特許庁により知財教育先導大学（注1）として指定された済州大学は、済州型知的財産教育の先導モデルづくり、および済州の未来戦略事業である融合複合創造産業を育成するための体系的な知財教育を行うことを目的として、◇知的財産教育の拡大、◇工学、デザイン、経営を含む融合型教育の実施、◇知財基盤による研究開発(IP-R&D)、◇IP認証制の導入、◇知財複数学位制、などを進めていくこととし、新たに知的財産担当教授を採用するとともに、2017年3月には知財教育の支援施設である知識財産教育センターを設立しています。

2. 知的財産教育の拡大

大学1年の「知的財産の理解」に始まり、2年では「商標とブランド」、「デザインと生活技術」、2—3年では「特許情報検索・分析」、3—4年では「知財を活用した研究開発(IP-R&D)」、「特許マップ作成」、また大学院生では「知的財産経営」など、段階的にレベルアップする知財教育カリキュラムを作成するとともに、これに合わせて知財関連の講座を多数開設しています。

3. 知財基盤による研究開発(IP-R&D)

大学の研究開発においても知財の活用が欠かせないものとして、特許ポートフォリオ分析に基づいた研究開発を行うなど、知財基盤の研究開発(IP-R&D)を推進していくこととしています。

4. IP認証制の導入

知財講座の受講実績や、IPAT(後述)の成績をもとに、所定の条件を満たした学生に対して、学長名義による知財教育認証書を発給することとしています。この認証制度は、知財を学習する学生のインセンティブになるとともに、就職や起業に役立つものと期待されています。

5. T3(Teaching the Teacher)プログラム

学生への知財教育を行うためには、学生を指導する教職員自身の知財教育

も必要となります。多忙な教職員のために、昼休み時間を活用したランチ特講や、学校休暇中に短期集中特講を開催するなど、工夫を凝らした取組みを行うことで、教職員の知財スキルの向上を図っています。

5. 知的財産能力試験IPAT教育および支援

韓国を代表する知的財産能力試験として、韓国特許庁傘下の韓国発明振興会が実施しているIPAT(Intellectual Property Ability Test)があります。

済州大学では学生向けにIPAT向け集中特講や受験応募の支援を行っており、2017年上半年期には99名もの学生が受験した実績があります。

このように済州大学では、知財教育先導大学への指定を契機として、知的財産教育を拡大する様々な取組みが行われており、今後の済州地域の発展につながることが期待されます。

なお、済州では昨年、日韓・日中韓特許庁長官会合の開催に併せて、12月7日には日中韓特許庁シンポジウムが開催され、日中韓の特許庁長官が一堂に会する中で、第4次産業革命に対応した知財戦略について議論がなされ済州大学も本シンポジウムに参加しました。^①

(注1)

<知財教育先導大学とは>

韓国特許庁は、11年より知財教育先導大学事業を展開し、各地域の大学を知財教育先導大学として指定して知財専門家を専門教授として採用するとともに、知財教育カリキュラムや知財教材を開発するなど、各大学の実情に合わせた知財教育システムの構築を支援する取組を行っています。この成果として16年には1,023の講座が開かれ、2万9,014人が教育を履修し、事業前に比べると、知的財産講座は20倍、受講人数は15倍増加したとされています。17年は、済州大学のほか、延世大学、嶺南大学、ソウル科学技術大学が第6次知財教育先導大学として指定されています。



日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所

副所長 浜岸 広明(特許庁出向者)

1998年特許庁入庁。

情報処理分野の審査官・審判官、国際課課長補佐、審判課課長補佐、知的財産活用企画調整官等を経て、17年6月より現職

File No.111

国際裁判部制度の導入と展望



法廷において外国語で弁論し、外国語で作成された資料を翻訳せずに提出することができるという内容の国際裁判部制度が最近、国会で成立し、施行を控えている。外国人に有益な内容を周知して活用すれば、訴訟で有利な地位を確保できるだろう。

1. 発明教育法の目的

大韓民国国会は、2017年11月24日、いわゆる「国際裁判部」制度の導入を議決した。国際裁判部の要旨は、韓国語以外での弁論や証拠提出ができるということである。法廷では韓国語だけを使用するが、通訳を使うことはできるという法院組織法第62条と外国語で作成された文書には必ず訳文を添付しなければならないという民事訴訟法第277条の例外を知的財産訴訟に限って認めたのだ。対象法院は、特許法院と知的財産訴訟を担当する5つの地方法院である。ただし、国際裁判部に割り当てられるためには両当事者の同意が必要である。

国際裁判部の導入をめぐる議論は、14年にさかのぼる。当時、国会のIP HUB-国家委員会および大法院のIP HUB-COURT委員会で議論が始まった。その背景には特許法院の事件の約33%が外国人事件という事情と、韓国のIP訴訟をアジアの中心、世界の中心にして法律的、経済的跳躍を成し遂げたいという意志があった。

2. 外国人に及ぼす影響

国際裁判部制度は、外国人に有利な制度を作り、外国人が韓国の法院に提訴するよう誘導するために導入されたため、外国人としてはこれを上手く活用する必要がある。一定の要件に応じ、外国語で弁論することができるため、当事者が（訴訟代理人がいても）直接法廷に出席して英語や日本語で弁論することで裁判部により正確な内容を伝えることができる。また、英語や日本語の文書をそのまま提出することで翻訳にかかるコストや時間を省くことができる。そして訴訟代理人が英語や日本語で弁論する状況を直接傍聴することで当事者の主張が裁判部に正確に伝わったかどうかを確認することができるというメリットもあるだろう。

3. 展望

この制度は、大統領が改正法案を公布した後、6ヵ月が経過すると施行される。具体的な施行方法については、大法院の民事訴訟規則や特許法院の実務指針に詳しく規定されると予想されるが、だとしても施行初期には多少

の混乱はあるだろう。従来から裁判部は外国語をそのまま読んでおり、訳文を提出する場合もコストの関係上、全文ではなく抜粋部分のみ翻訳して提出してきたため、外国語での証拠を翻訳せずに提出することについては問題なく施行されるだろう。しかし、外国語での弁論は、裁判部および訴訟代理人とも韓国人であるため、簡単な問題ではない。英語や日本語が上手な韓国人だといってもネイティブとは大きな違いがあり、特許の請求範囲の解釈において微妙な意味の違いを裁判部と先方に説得力を持って伝えることは韓国語でも非常に難しいため、外国語ではほぼできないと言っても良いだろう。

多くの問題を内包しているにもかかわらず、国会が果敢にこの制度を導入した趣旨は、最近の「IPブーム」と軌を一にすると考えられる。簡単な特許権登録と特許権の強力な行使を通じて外国人または韓国人に特許制度を積極的に使ってもらおうという「IPブーム」は、既に4～5年前から始まったもので、従来の特許の進歩性の判断基準とはかなりの違いを見せている。近いうち、一定の判断基準が確立される見通しであるが、それまでは過渡期的な「IPブーム」の時代が続くとみられるため、外国人としてはこの制度を上手く活用して訴訟で有利な地位を確保する必要がある。IPG



郭富圭 (クァク・ブギョ) 法務法人広場 (Lee & Ko)

IP-GROUP パートナー弁護士

1994年高麗大学コンピューター学科卒業。

00年 司法研修院第29期修了。

00年-16年春川地方法院、議政府地方法院、ソウル西部地方法院、ソウル中央法院及び特許法院判事。16年より現職。

単行本として「デザイン訴訟の理論と実務」、論文では「姓名商標の類似可否に関する判断基準」「医薬用途発明の進歩性に関する判断基準」などがある。

(監修：日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)